

## 岡山市週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書

本工事は、岡山市週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）発注者指定型の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」に基づき実施するものとする。

### 1 定義

- (1) 「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。
- (2) この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日（準備期間は含まない）から工事完成日（後片付け期間は含まない）までとし、対象期間内には、計2日の休日と計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。なお、次の期間は対象期間から除く。
  - ア 年末年始休暇、夏期休暇
  - イ 工場製作のみを実施している期間
  - ウ 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）
- (4) 「工事着手日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業について、着手する日をいう。
- (5) 「工事完成日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な 安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完成した日をいう。
- (6) 「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所とすることをいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。
- (7) 「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。
- (8) 「月単位（全ての月を対象）の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事で、かつ、振替日を設定したときには、振替日を作業を行う土・日曜日の前後1週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

### 2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、月単位もしくは通期の週休2日のいずれを実施するか協議するものとする。また、施工計画書の提出時に、休日を明示した「休日等取得計画・実績表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、月単位は作業を行う土・日曜日の前後1週間以内、通期では作業を行う土・日曜日の前後2週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日工事」である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。

### 3 実施報告

- (1) 受注者は、休日等取得計画・実績表に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、前項の休日の取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を併せて提示し、監督員の確認を受けなければならない。

- (3) 受注者は、週休2日を達成するためには、原則、工期の14日前（工期内工事完成検査）までに工事完成通知書を提出して受理をされなければならない。

#### 4 積算方法

月単位のものは、発注時に月単位の週休2日工事の補正係数を労務費等、各経費に乘じたうえで許容価格を作成するものとし、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

積算方法及び補正係数は別添1資料「週休2日工事（発注者指定型）の積算方法及び補正係数について」に示す。

#### 5 工事成績評定における評価

対象期間において月単位の週休2日を達成した場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価する。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点は行わない

#### 6 履行報告書

発注者は、受注者が対象期間において週休2日を達成し、完成検査に合格した受注者に対しては、受注者から請求があった場合、週休2日工事履行証明書を発行する。

#### 7 その他

「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」、「週休2日工事（発注者指定型）に関するQ&A」、「休日等取得計画・実績表（記入例）」及び「工事看板掲載例」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html>

## 別添資料 1

週休 2 日の積算方法について  
 (「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」の場合)

**積算方法****○労務費**

- ・ 労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】  
 = 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】  
 = 労務単価（夜間、時間外等の補正後） × 週休 2 日補正係数

**○共通仮設費率**

- ・ 共通仮設費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】  

$$K_r = A \cdot P^b$$

$$K_r$$
 : 共通仮設費率 (%)  

$$P$$
 : 共通仮設費対象額  $A$ 、 $b$  : 工種毎に決まる係数
- ・ 共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】  
 = 共通仮設費率（補正前） × 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】  
 = 共通仮設費率（施工地域補正後） × 週休 2 日補正係数

**○現場管理費率**

- ・ 現場管理費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】  

$$J_O = A \cdot N_p^b$$

$$J_O$$
 : 現場管理費率 (%)  

$$N_p$$
 : 対象純工事費  $A$ 、 $b$  : 工種毎に決まる係数
- ・ 現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】  
 = 現場管理費率（補正前） × 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】  
 = 現場管理費率（施工地域等補正後） × 週休 2 日補正係数

**○市場単価・標準単価**

- ・ 市場単価・標準単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】  
 = 市場単価・標準単価（基準額） × 週休 2 日補正係数
- ・ 市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】  
 = 市場単価・標準単価（週休 2 日の補正後） × 施工規模等の補正係数

※市場単価・標準単価は、週休 2 日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

(令和7年8月1日単価適用日以降)

週休2日工事の補正係数について

(「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」の場合)

○ 労務費・共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

|     | 労務費  | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
|-----|------|--------|--------|
| 月単位 | 1.02 | 1.01   | 1.02   |

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

# ○ 市場単価・標準単価の補正係数

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

| 名称                          | 区分    | 月単位  |
|-----------------------------|-------|------|
| 鉄筋工                         |       | 1.02 |
| ガス圧接工                       |       | 1.01 |
| インターロッキングブロック工              | 設置    | 1.01 |
|                             | 撤去    | 1.02 |
| 防護柵設置工（ガードレール）              | 設置    | 1.00 |
|                             | 撤去    | 1.02 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ）              | 設置    | 1.00 |
|                             | 撤去    | 1.02 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵）            | 設置    | 1.02 |
|                             | 撤去    | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防護柵）               |       | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止網）               |       | 1.01 |
| 道路標識設置工                     | 設置    | 1.00 |
|                             | 撤去・移設 | 1.01 |
| 道路付属物設置工                    | 設置    | 1.01 |
|                             | 撤去    | 1.02 |
| 法面工                         |       | 1.01 |
| 吹付砕工                        |       | 1.01 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工）              |       | 1.01 |
| 道路植栽工                       |       | 1.02 |
| 公園植栽工                       |       | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工                |       | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工             |       | 1.02 |
| 橋面防水工                       |       | 1.01 |
| 薄層カラー舗装工                    |       | 1.00 |
| グルーピング工                     |       | 1.00 |
| 軟弱地盤処理工                     |       | 1.01 |
| コンクリート表面処理工<br>（ウォータージェット工） |       | 1.01 |

※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用

・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

| 名称                            | 区分    | 月単位  |
|-------------------------------|-------|------|
| 区画線工                          |       | 1.02 |
| 高視認性区画線工                      |       | 1.02 |
| 橋梁塗装工                         |       | 1.01 |
| 構造物とりこわし工                     | 機械    | 1.01 |
|                               | 人力    | 1.02 |
| コンクリートブロック積工                  |       | 1.02 |
| 排水構造物工                        |       | 1.02 |
| 鋼製排水溝設置工                      |       | 1.02 |
| 表面被覆工<br>(コンクリート保護塗装)         | 固定足場  | 1.01 |
|                               | 高所作業車 | 1.01 |
| 表面含浸工                         | 固定足場  | 1.02 |
|                               | 高所作業車 | 1.02 |
| 連続繊維シート補強工                    | 固定足場  | 1.02 |
|                               | 高所作業車 | 1.02 |
| 剥落防止工<br>(アラミドメッシュ)           | 固定足場  | 1.02 |
|                               | 高所作業車 | 1.02 |
| 漏水対策材設置工                      | 固定足場  | 1.02 |
|                               | 高所作業車 | 1.02 |
| 防草シート設置工                      |       | 1.01 |
| 紫外線硬化型FRPシート設置工<br>(ポリエステル樹脂) | 固定足場  | 1.01 |
|                               | 高所作業車 | 1.01 |
| 塗膜除去工                         |       | 1.02 |
| バキュームブラスト工                    |       | 1.01 |
| 道路反射鏡設置工                      | 設置    | 1.00 |
|                               | 撤去    | 1.02 |
| 仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)           |       | 1.02 |
| 機械式継手工                        |       | 1.02 |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工                    |       | 1.01 |
| ノンコーキング式<br>コンクリートひび割れ誘発目地設置工 |       | 1.01 |
| FRP製格子状パネル設置工                 |       | 1.00 |
| 侵食防止用植生マット工 (養生マット工)          |       | 1.02 |
| 支承金属溶射工                       |       | 1.02 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)<br>設置工    |       | 1.02 |
| フレア溶接工                        |       | 1.02 |
| H型ボラード設置工                     |       | 1.01 |
| 橋梁用水切り材設置工                    | 固定足場  | 1.02 |
|                               | 作業車   | 1.02 |

・「港湾工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

| 名称                            | 月単位  |
|-------------------------------|------|
| 底面工                           | 1.01 |
| マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）    | 1.00 |
| 支保工                           | 1.02 |
| 足場工                           | 1.01 |
| 鉄筋工                           | 1.02 |
| 吊鉄筋工                          | 1.02 |
| 型枠工                           | 1.02 |
| コンクリート打設工（ポンプ車打設）             | 1.02 |
| コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）           | 1.02 |
| 止水板工                          | 1.02 |
| 上蓋工                           | 1.02 |
| 伸縮目地工                         | 1.01 |
| 係船柱取付                         | 1.02 |
| 防舷材取付                         | 1.02 |
| 車止・縁金物取付                      | 1.02 |
| 係船柱撤去                         | 1.02 |
| 防舷材撤去                         | 1.02 |
| 車止撤去                          | 1.02 |
| 電気防食取付                        | 1.02 |
| 防砂目地板取付工（陸上施工）                | 1.02 |
| 防砂目地板取付工（水中施工）                | 1.02 |
| 吸出し防止工（陸上施工・海上施工）             | 1.02 |
| 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）          | 1.01 |
| ペトロラタム被覆                      | 1.02 |
| 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）         | 1.02 |
| 現場鋼材溶接・切断工（水中施工）              | 1.02 |
| かき落とし工                        | 1.02 |
| 汚濁防止膜設置・撤去・移設                 | 1.01 |
| 汚濁防止枠設置・撤去                    | 1.01 |
| 灯浮標設置・撤去                      | 1.01 |
| 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検） | 1.00 |
| 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）        | 1.02 |
| 異形ブロック製作 型枠工                  | 1.02 |
| 異形ブロック製作 コンクリート打設工            | 1.02 |

## ○ その他

- ・積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用します。
- ・主たる工種が、「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」、「治山林道必携」による場合においては、別途公表しております各基準に応じた「週休2工事の補正係数について」を参照してください。